

令和 7 年度第 1 回
名古屋市有地先着順売払い

申 込 案 内 書

＜ 申込期間 ＞

令和 7 年 8 月 27 日（水）から
令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

申込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

名 古 屋 市

目次

◇ 説明書.....	P1
第 1 お申込みの前に.....	P1
第 2 申込者の資格.....	P3
第 3 申込み.....	P5
第 4 契約の締結.....	P6
第 5 売買代金の納付.....	P6
第 6 所有権移転等.....	P7
第 7 埋設物調査.....	P8
第 8 用途制限等.....	P9
◇ 売払物件.....	P11
位置案内図.....	P12
売払物件一覧表.....	P13
物件説明書、付近見取図及び詳細図.....	P14
◇ 売買契約書（ひな形）.....	P24
◇ 公有財産買受申込書.....	P29
◇ 誓約書.....	P31
◇ 承諾書.....	P33
◇ 法人役員に関する調書.....	P35
◇ 各種記載例.....	P37
◇ 市役所位置図・交通案内図.....	P41

説 明 書

第 1 お申込みの前に

1 この「説明書」をよくお読みください。

- (1) 「説明書」には、契約内容、物件説明書など、必要なことが記載されています。
- (2) 物件説明書（14ページから23ページ）の記載事項は、調査時点のものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現状と異なる場合があります。物件説明書の記載事項と現状に差異が生じている場合には現状を優先します。

2 売払物件はすべて現状引渡しです。

- (1) 売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備等を含む）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。物件説明書と現状に差異が生じている場合は現状を優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿で行います。
- (2) 隣地から売払物件に越境物がある場合や隣地への越境物がある場合についても、現状のままで引渡します。名古屋市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載しています。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
- (3) 売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は原則として行っていません。（市2については埋設物調査を実施しています。）調査未実施の物件を含め、売払物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合には、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壌汚染対策が必要な場合も同様です。
- (4) 守山区等を含む名古屋東部丘陵では、江戸時代から戦後にかけて亜炭の採掘が行われていましたが、売払物件については、亜炭鉱に関する調査は行っていません。亜炭鉱に関する調査や亜炭鉱跡があった場合の対応については、買受人が自己負担により行ってください。

3 隣接地との境界については以下の通りです。

- (1) 隣接地との境界は確定しており、隣接地との境界標を設置しています。
- (2) 隣接土地所有者との立会いは、売払物件とするまでの間に行っていますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。
- (3) 境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままで引渡しになります。

4 売買契約は実測地積で行います。

- (1) 売買契約の地積は、物件説明書に記載した実測地積で行います。
- (2) 所有権移転登記については、公簿地積で行います。

5 建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。

- (1) 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、**あらかじめご自身で関係機関に十分確認してください。**
- (2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は買受人の負担となりますので、**あらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。**

6 事前に必ず現地を確認してください。

現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。

7 契約金額及び契約者名を公表します。

契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。

8 電子契約には対応していません。

名古屋市では、令和 6年 9月 2日から電子契約（インターネット上にある電子化した契約書を事業者と名古屋市がお互いに承認することで、契約を締結する方式）を導入しましたが、現状においては、市有地先着順売払いは電子契約に対応していません。

第 2 申込者の資格

1 次のいずれかに該当する方は、お申込みできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方
- (2) 破産者で復権を得ない方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる方
- (4) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 契約者又は申込者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - カ アからオまでのいずれかにより参加申込みできないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (6) 公有財産買受申込書を提出する時点で指名停止の期間中の方
- (7) 公有財産買受申込書を提出する時点で「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の売払い・貸付け契約についても、申込者が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。（詳しくは「第 3 申込み」（ 5

ページ)をご覧ください。)情報の提出に同意いただけない方は、申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、提出された書類等に記載された情報は、上記照会を含めた市有地売払関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 申込み

申込期間	申込期間 令和 7年 8月27日(水)から 令和 8年 3月31日(火)まで (必着) ※土日祝日及び年末年始（12月27日から 1月 4日まで）を除く。 申込時間 午前 8時45分から午後 5時30分まで （ 8月27日のみ午前10時00分から）
申込先	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所本庁舎 3階 財政局 財産管理課（TEL052-972-2318）
必要書類	(1) 公有財産買受申込書（巻末に綴じ込んであります。） 連名申込の場合は、申込者欄に全ての申込者名を併記してください。 (2) 誓約書（巻末に綴じ込んであります。） (3) 承諾書（埋設物に係る承諾書）（市 2の場合） いずれの承諾書も巻末に綴じこんであります。埋設物調査については 8ページを併せてご覧ください。 (4) 〈個人の場合〉 ・ 住民票の写し 1通（コピーのことではありません。） （個人番号(マイナンバー)の記載の無いものをご使用ください。） 〈法人の場合〉 ・ 現在事項全部証明書 1通 ・ 法人役員に関する調書（巻末に綴じ込んであります。） 1通 ※住民票の写し、現在事項全部証明書は発行後 3か月以内のもので、連名 の場合は連名者全員のもの。
注意事項	(1) 申込時間内に、同一の物件に複数の方から同時に申込みがあったときは、抽選とします。 (2) 先着順のため、すでに契約済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により申込期間途中で取り下げることもあります。 (3) 書類提出方法は、持参に限ります。電話又は郵送での申込みはできません。 (4) 申込期間以外の申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますのでご注意ください。 (5) 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。申込みをいただいた方は、契約結果の公表に同意いただいたものとみなします。 (6) 所有権移転登記をするまでの間に役員の交代や社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。 (7) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

第 4 契約の締結

- 1 公有財産買受申込書等の審査終了後速やかに、売却決定通知書及び売買契約書、納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて郵送します。
- 2 契約締結期限は、**受付日の翌日から起算して30日以内（30日目が土日祝日等の休日となる場合はその直後の平日）**です。契約締結期限までに売買契約を締結しない場合は、**受付を取り消します**。
※市 4については受付日の翌日から起算して30日以内に、農業委員会へ農地法第 3条又は第 5条に基づき許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後30日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに許可又は届出の手続きを行わないときや期限までに売買契約を締結しないとき、もしくは許可又は届出受理が認められないことにより契約締結ができないときは、受付を取り消します。
- 3 売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担とします。
- 4 売買契約及び所有権移転登記は申込者名義で行います。
- 5 売買契約書（ひな形）は24ページから27ページに掲載しています。

第 5 売買代金の納付

- 1 売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。
 - (1) 売買契約の締結までに売買代金の全額を納付する方法
 - (2) 売買契約の締結までに売買代金の 1割相当額以上の契約保証金を納付し、契約日から20日以内に残額を納付する方法

【20日以内とは】

☞ 契約日の翌日が起算日です。例えば10月10日に契約を締結する場合は10月30日までに売買代金を納付する必要があります。

☞ 20日目が土日祝休日の場合は、直後の平日までに納付する必要があります。

- 2 契約保証金の取扱いは次のとおりです。
 - (1) 契約保証金は、売買代金が納付された場合には還付し、売買代金が納期限までに納付されなかった場合は、名古屋市に帰属します。
 - (2) 契約保証金は、申し出により売買代金の一部に充てることができます。
 - (3) 還付する契約保証金には、利子を付けません。

第 6 所有権移転等

1 所有権移転

売買代金の全額が納付された時に、売払い物件の所有権を移転します。

2 引渡し

(1) 所有権の移転と同時に現状有姿で引渡しをします。

(2) 引渡し後、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見しても、契約不適合について名古屋市は責任を負いません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第 2条第 1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 2年以内は協議に応じます。

3 所有権移転登記

(1) 売買代金の全額納付を確認後、名古屋市が所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

(2) 買受人には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

住所証明書	〈個人の場合〉 住民票の写し（個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの） 1通 〈法人の場合〉 現在事項全部証明書 1通 ※所有権移転登記時において、申込時に提出された上記の書類が発行後 3か月を経過しておらず、記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の 領収証書	登録免許税の税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

(3) 所有権移転登記までの間に氏名や住所又は名称や所在地を変更する予定があるときは、すみやかにご連絡ください。

第 7 埋設物調査

埋設物調査（物件番号 市 2）

- (1) 市 2の物件については、地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますので、申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。
- (2) 地下埋設物及び地下埋設量は、試掘調査による推計であり、調査報告書に記載がない地下埋設物等が存在する可能性もありますので、この点を了承した上で、お申込みください。
- (3) 承諾書
市 2の物件を申し込む場合は、承諾書の提出が別途必要です。
承諾していただく内容は次のとおりです。
 - ア 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とすること。
 - イ 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
 - ウ 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (4) 売買契約書
市 2の物件については、契約書に地下埋設物に係る条項が追加されます。売買契約書（24ページから27ページ）をご覧ください。
- (5) その他
埋設物調査において埋設物が確認されなかった物件及び調査未実施の物件についても地下埋設物等が存在する可能性がありますので、この点を了承した上で、お申込みください。

第 8 用途制限等

1 用途の指定

市 2、市 3の物件については、売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 9条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。

2 用途の制限

売買契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は売買代金の 3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除する場合があります。

(1) 禁止用途

ア 風俗営業の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業及び同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

イ 公序良俗に反する行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途

(2) 禁止期間

契約日から起算して 5年を経過する日まで

3 調査協力義務

契約条件の履行状況を把握するため、名古屋市は随時に売払物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、買受人にはこれに協力しなければなりません。

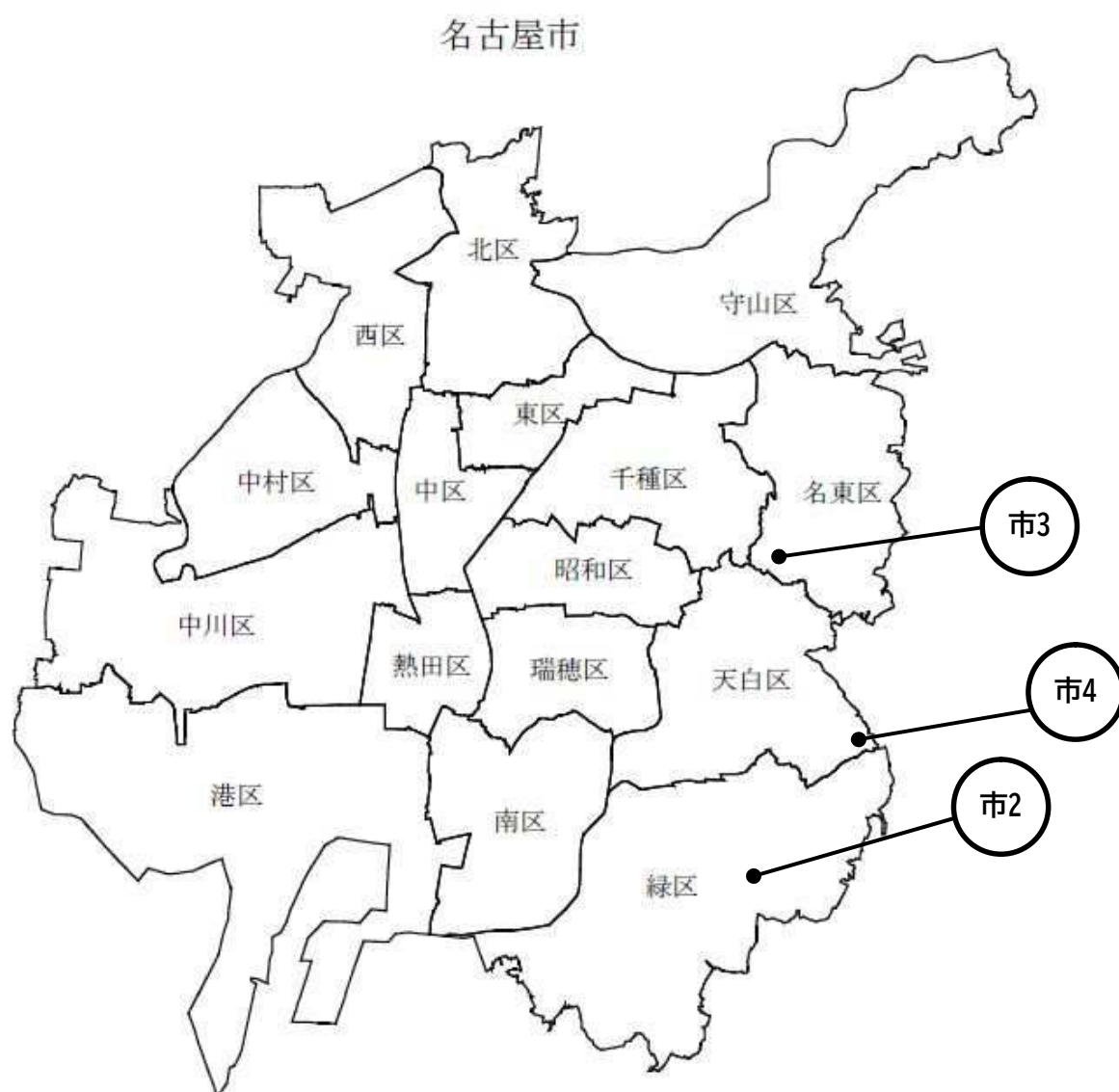
売 払 物 件

本頁以降に、位置案内図、売払物件一覧表、物件説明書を掲載しています。
物件説明書の各項目は、次の内容を記載しています。交通機関及び公共施設との距離は図上計測したものです。

接面道路の幅員等		接面道路の方位、幅員、道路の種別、舗装の有無を記載しています。幅員は、概ね前面道路の平均的な数値です。	
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域、市街化調整区域等の別を記載しています。
		用途地域 建ぺい率 容 積 率	都市計画で定められた用途地域等を記載しています。 複数の指定がある場合は、すべて記載しています。
		防火指定	防火地域、準防火地域の指定を記載しています。
		高度地区	都市計画で定められた建築物の高さの最高限度又は最低限度を記載しています。
	その他 法制限	上記以外の法制限がある場合を記載しています。	
交通機関		鉄道	地下鉄、あおなみ線、ＪＲ、名鉄、近鉄のうち、最も近距離の鉄道駅を記載しています。
		バス	最も近距離のバス停留所を記載しています。 近距離に複数ある場合は、運行本数等により主要な停留所を代表して記載しています。
供給処理施設		企業別に、前面道路の配管配線状況を記載しています。 「一」と記載されていても、近隣まで整備されており、引き込み可能な場合もあります。また「有」と記載されていても、使用容量等で直ちに対応できない場合もあります。 引き込みの可否、費用、工期等は各企業にご照会ください。	
公共施設		区役所	北、西、中川、港、守山、緑の各区には支所が置かれており、支所管内の物件については支所を記載しています。
		小学校 中学校	物件の属する学区の学校を記載しています。
参考事項		各物件の、特記すべき事項を記載しています。	
担当課		お問い合わせ窓口を記載しています。	

お申し込みの前には、必ず現地及び諸規制について調査確認ください。

位置案内図



売 払 物 件 一 覧 表

物件 番号	所在地番	登記 地目	地積 (㎡)	地積 (坪)	売却価格 (円)
市 2	緑区鳴海町字姥子山 22番266	宅地	118.98	35.99	2,332,008
市 3	名東区藤巻町三丁目 2番354	山林	567.86	171.77	15,332,220
市 4	天白区天白町 大字平針字大根ヶ越 149番1	畑	33.04	9.99	1,024,240

※地積（坪）数値は、地積（㎡）数値に 0.3025 を乗じた値の小数第 3 位以下を切り捨てたものです。

物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)
市 2	緑区鳴海町字姥子山 22 番 266	宅地	118 98	2,332,008

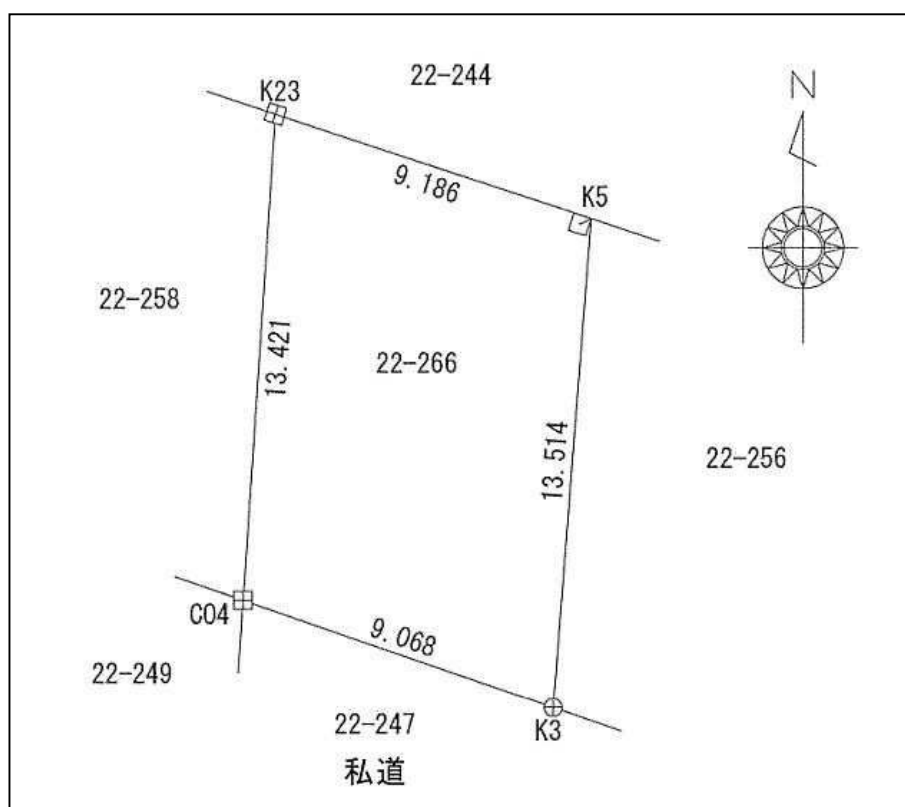
接面道路 の幅員等		南西側で幅員約2.2mの私道（建築基準法上の道路ではないが許可実績等のある特定通路、一部未舗装）に接面しています。※		
法令等 に基づく 制限	都市計 画法等	区 域	市街化区域	
		用途地域	第 1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40%	容 積 率 60%
		防火指定	—	高度地区 10m高度地区
	その他 法制限	外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、宅地造成工事規制区域、砂防指定地、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外		
交通機関		鉄道	名鉄名古屋本線 「有松」 駅より北方へ	約 1.3km
		バス	市営バス 「鳥澄」 停留所より南方へ	約 0.4km
供給 処理 施設		配管等の状況	照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線 有	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所	0120-929-476
	ガ ス	前面道路配管 —	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管 —	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管 —	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		緑区役所	物件の西方へ	約 2.6km
		東丘小学校	物件の南方へ	約 1.0km
		東陵中学校	物件の南西方へ	約 0.9km
参 考 事 項		・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。 ・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。 ・フェンス、コンクリート擁壁、コンクリートブロック擁壁等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・コンクリート擁壁の強度確認は行っていません。 ・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。なお、地下埋設物を含めた現状有姿での引渡しとなりますので、撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担で行ってください。		
		※私道の所有者は名古屋市ではありません。使用にあたり土地所有者の通行承諾などが必要となる場合があります。 ※前面の私道は建築基準法上の道路ではないため、住宅等を建築する場合は確認申請前に接道許可（建築基準法第43条）を受ける必要があります。許可条件には、敷地の後退や私道の通行承諾の取得などがあります。また、住宅等を建築する場合、雨水及び汚水を適切に排出・処理する施設も必要です。詳しくは住宅都市局建築指導課道路審査担当（Tel052-972-2928）にご相談ください。		
担 当 課		財政局財産管理課 Tel052-972-2318		

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		売却価格 (円)
市 3	名東区藤巻町三丁目 2 番 354	山林	567	86	15,332,220

接面道路 の幅員等		東側で幅員約3.8mの建築基準法第42条第1項第3号道路（未舗装）、南側で幅員約2.8mの建築基準法第42条第1項第3号道路（未舗装）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計 画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	—	高度地区	10m高度地区
	その他 法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、緑化地域 宅地造成工事規制区域、砂防指定地、地域森林計画対象民有林、 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外			
交通機関		鉄道	地下鉄東山線	「星ヶ丘」駅より南東方へ	約 1.6km
		バス	市営バス	「藤巻」停留所より南方へ	約 0.5km
供給処理 施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株)	旭名東支社 0120-929-265
	ガ ス	前面道路配管	—	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局	東部営業センター 052-722-8750
	下水道	前面道路配管	—	名古屋市上下水道局	東部営業センター 052-722-8750
公共施設		名東区役所		物件の北東方へ	約 4.3km
		西山小学校		物件の北方へ	約 1.2km
		神丘中学校		物件の北東方へ	約 1.6km
参考事項		・地積は実測地積で、公簿地積は 567㎡です。 ・樹木等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・本地は地役権が設定されています。地役権の主な内容は以下のとおりです。 目的：地役権設定範囲への建造物築造等の禁止、上水道管保守のための土地立入り 範囲：本地東側16.51㎡ 要役地：名東区藤巻町三丁目2番225、2番1274 ・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。 ・本地は南東に向かって傾斜し高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（TEL052-972-2919）にお問い合わせください。 ・接面道路の所有者は名古屋市ではないため、上水道等の供給処理施設の引込にあたっては、土地所有者の土地使用承諾などが必要になります。詳細については供給処理施設管理者にご確認ください。 ・接面道路が4.0m未満の場合は、敷地の後退が必要です。詳しくは住宅都市局建築指導課道路審査担当（TEL052-972-2928）にご相談ください。			

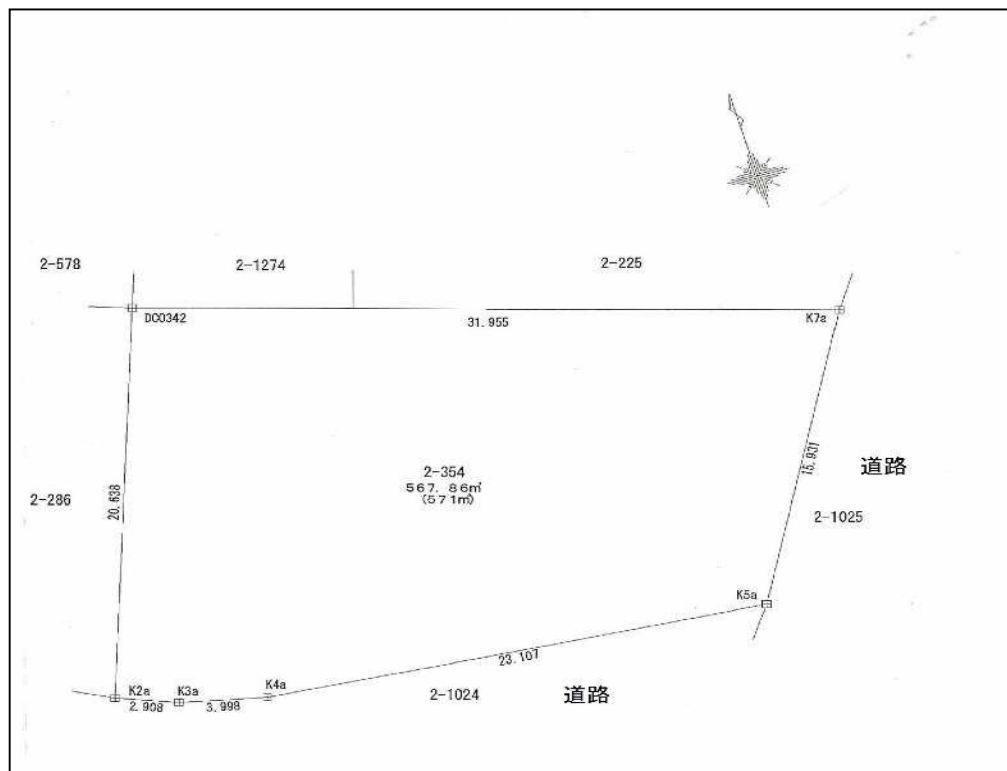
	・ 本地は森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林です。新たに所有者となった場合はその届出が必要になります。また、立木を伐採する場合は事前の届出や事後の状況報告などが必要になります。詳細については、緑政土木局都市農業課（Tel 052-972-2499）にお問い合わせください。
担 当 課	財政局財産管理課 Tel052-972-2318

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

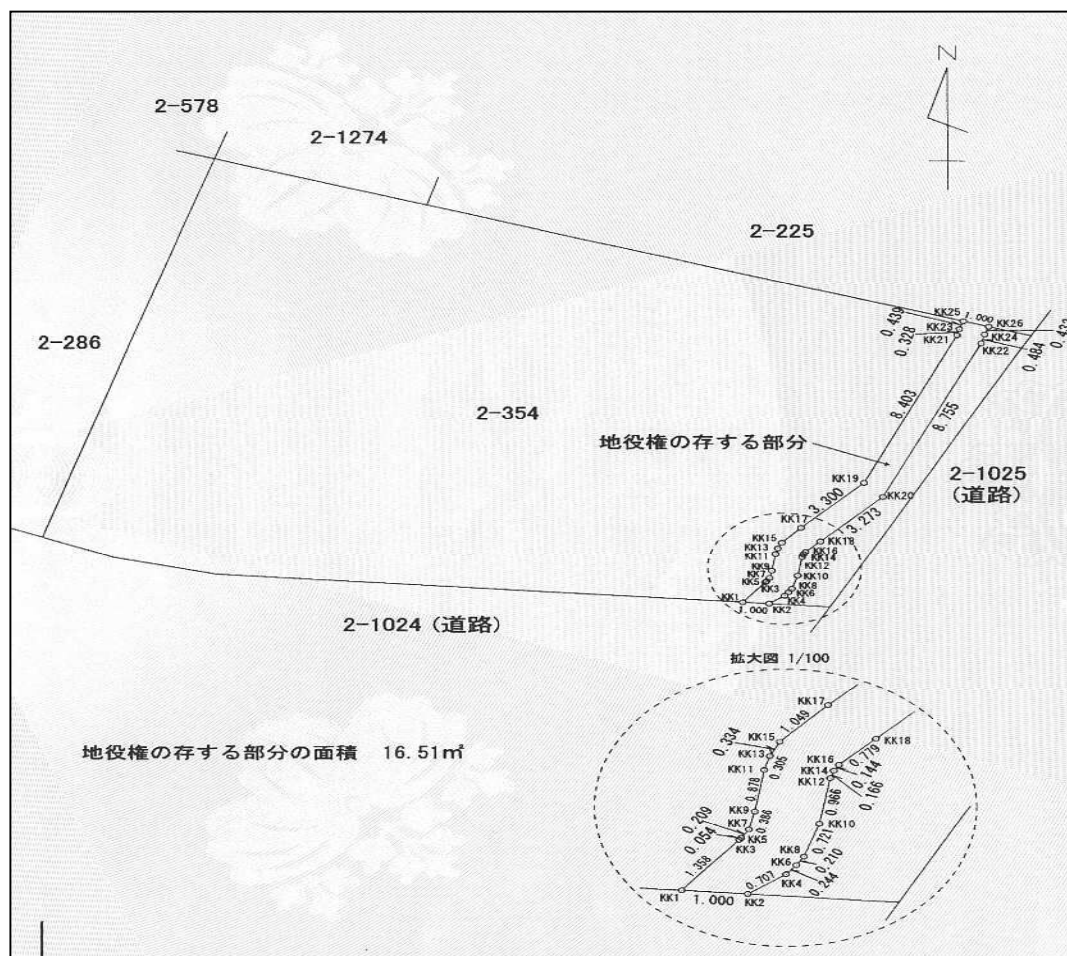
〈付近見取図〉



〈詳細図〉



<地役権図面>



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)
市 4	天白区天白町大字平針 字大根ケ越 149 番 1	畑	33 04	1,024,240

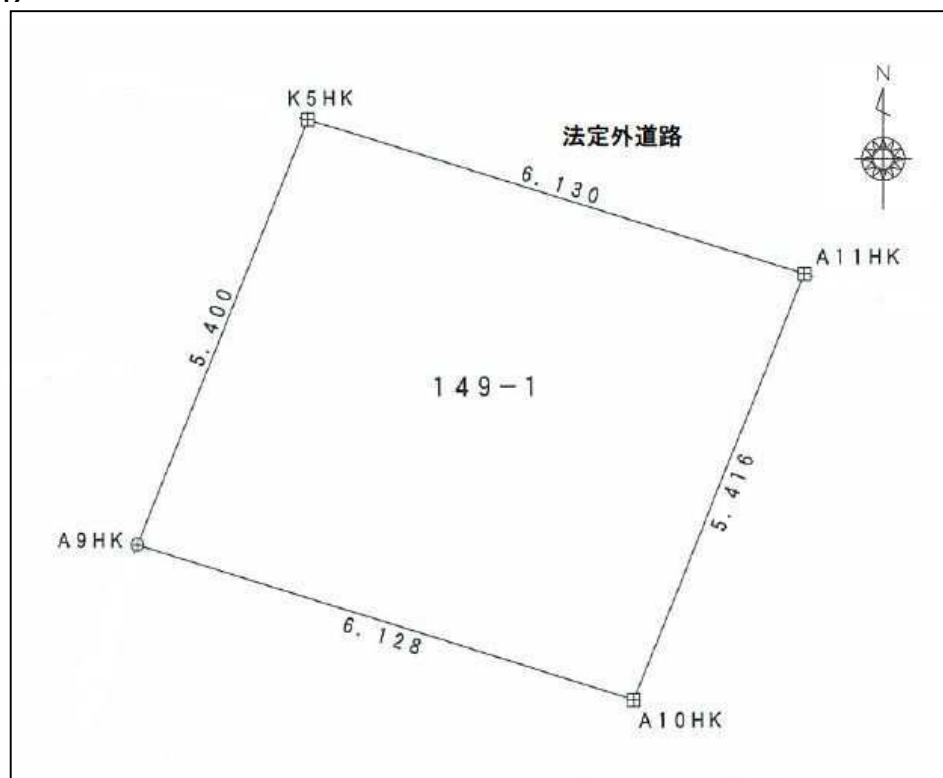
接面道路 の幅員等		北側で幅員約2.1mの公道（法定外道路）に接面しています。			
法令等 に基づく 制限	都市計 画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	—	高度地区	10m 高度地区
	その他 法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、緑化地域、 宅地造成工事規制区域、砂防指定地、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線 「平針」 駅より南東方へ	約 0.6km	
		バス	市営バス 「平針東」 停留所より西へ	約 0.5km	
供給 処理 施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の西方へ	約 3.8km
		平針小学校		物件の西方へ	約 0.6km
		平針中学校		物件の南西方へ	約 1.3km
参 考 事 項	・ 地積は実測地積で、公簿地積は33㎡です。 ・ 本地北側の公道は建築基準法の道路に該当しないため、原則として建物の建築はできません。 ・ 隣接地（大根ヶ越147番1）の擁壁に近接しているため、本地の盤下げができない可能性があります。 ・ 登記地目が畑のため、売買契約締結前に農地法第 3条の規定による許可又は農地法第 5条の規定による届出の受理が必要です。詳細については、名古屋市農業委員会事務局東部・緑農政課（Tel052-625-3932）にお問い合わせください。				
担 当 課		財政局財産管理課 Tel052-972-2318			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



売 買 契 約 書(ひな形)

売払人名古屋市（以下「売払人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末記表示のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

※ 第4条、第5条及び第6条は売買代金の納付方法により、次の2通りとなります。

①契約時に売買代金を一括納付する場合

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、本契約締結までに、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付後、本契約締結をもって買受人に移転する。

②契約時に契約保証金を納付し、後日売買代金を納付する場合

（契約保証金）

第4条 買受人は、本契約締結までに、契約保証金として金 円を売払人の発行する保証金納付書により、売払人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、買受人が次条に定める義務を履行したときは買受人の請求により遅滞なく売払人が返還するものとし、これを履行しないときは売払人に帰属するものとする。

3 第1項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 売払人は、買受人の申し出がある場合は、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、本契約を締結した日から20日以内に、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したとき、買受人に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の売出人から買受人への引渡しは、前条の所有権の移転と同時に、現状有姿でこれを完了したものとする。

（所有権移転登記）

第8条 売買物件の売出人から買受人への所有権移転登記は、売出人が行う。

2 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 買受人は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に売出人に対して協議を申し出ることができるものとし、売出人は協議に応じるものとする。

※ 物件番号 市 2については、次のとおり追加されます。

（地下埋設物等に係る確認）

第9条の2 買受人は、売出人が実施した名古屋市有地の地下埋設物調査の調査報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、地下埋設物の撤去を行う場合には買受人の負担において実施するものとする。

2 売出人が買受人に売買物件を引き渡した後、前項の調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売出人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

※ 物件番号 市 3については、次のとおり追加されます。

（地役権に係る確認）

第9条の2 買受人は、売買物件について、地役権が設定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

（用途の禁止）

第10条 買受人は、本契約を締結した日から起算して5年を経過する日までの間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

2 買受人は、指定期間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

（違約金）

第11条 買受人は、第10条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の10分の3（円未満切捨て）に相当する額を違約金として売払人に納付しなければならない。

（契約の解除）

第12条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第13条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（原状回復義務）

第14条 買受人は、第12条の規定により売払人が解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の買受人から売払人への所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

（損害賠償）

第15条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（疑義の決定）

第17条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人買受人協議のうえ決定し、売払人買受人間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 広 沢 一 郎

印

買受人

印

記

種別	所 在 地 番	登記地目	地積 (㎡)
土地			

公 有 財 産 買 受 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広 沢 一 郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

電話番号

※ 申込書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所在地番			
地 目		地 積	
売却価格			
売買代金の 納付方法	(選択される方に○をつけてください) ア 全額一括納付 イ 契約保証金前納		
使用目的	(個人住宅、会社事務所など具体的にご記入ください。)		
契約希望日	令和 年 月 日		

<備考>

- ① 申込後の名義変更、買受希望地の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ② 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- ③ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。
- ④ 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、契約の公表に同意いただいたものとみなします。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広 沢 一 郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

公有財産買受申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓 約 事 項

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中のある者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

承 諾 書 (市 2)

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広 沢 一 郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

- ※ 承諾書には押印不要です。
- ※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)

2 承諾事項

- (1) 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- (2) 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- (3) 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載してください。

記載例（公有財産買受申込書）

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

公 有 財 産 買 受 申 込 書

令和〇年〇月〇日

（あて先）
名古屋市 長 広 沢 一 郎

個人の場合	住 所 （フリガナ） 氏 名	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 ナ ゴ ヤ ハナコ 名古屋 花子
法人の場合	住 所 （フリガナ） 氏 名	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ 名古屋株式会社 ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ 代表取締役 名古屋 太郎
電話番号		（〇〇〇） 〇〇〇－〇〇〇〇

※ 申込書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。なお、所有権移転等に関する費用は、すべて申込人において負担します。

記

所在地番	〇〇区〇〇〇丁目〇〇番		
地 目	〇〇	地 積	〇〇.〇〇㎡
売却価格	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
売買代金の 納 付 方 法	（選択される方に○をつけてください） ㊦ 全額納付 イ 契約保証金前納		
使 用 目 的	（個人住宅、会社事務所など具体的にご記入ください。） 戸建住宅用地		
契約希望日	令和 〇年 〇月 〇日		

<備考>

- ① 申込後の名義変更、買受希望地の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ② 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- ③ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。
- ④ 契約後は、契約金額及び契約者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。契約結果の公表に同意いただけない方は、買受けの申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込みをいただいた方は、契約の公表に同意いただいたものとみなします。

記載例(誓約書)

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

誓約書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広 沢 一 郎

個人の場合

住 所

(フリガナ)

氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号

ナ ゴ ヤ ハナコ

名古屋 花子

法人の場合

住 所

(フリガナ)

氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号

ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ

名古屋株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ

代表取締役 名古屋 太郎

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

公有財産買受申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓 約 事 項

- 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

承 諾 書

令和○年○月○日

（あて先）

名古屋市長 広 沢 一 郎

個人の場合

住 所 ○○市○○区○丁目○番○号

(フリ ガナ)
氏 名 ナ ゴ ヤ ハナコ
名古屋 花子

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

法人の場合

住 所 ○○市○○区○丁目○番○号

(フリ ガナ)
氏 名 ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ
名古屋株式会社ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)
市 ○	○○区○○○丁目○○○番	○○	○○○ ○○

2 承諾事項

- (1) 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- (2) 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- (3) 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2の物件の申込みを希望する場合に、公有財産買受申込書とあわせて提出してください。
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

記載例(法人役員に関する調書)

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ ☒ ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ ☒ ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ ☒ ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ ☒ ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

代表役員については、現在事項全部証明書に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。
なお、申込を支配人名で行う場合は、支配人についても、この書類に記載してください。

※ 法人の役員について記載してください。

The map shows the layout of the Nagoya City Hall West and Main Halls, Nagoya Medical Center, and Aichi Prefectural Government Halls, along with the station and surrounding roads. The Nagoya City Hall West Hall is located to the west of the station, and the Nagoya City Hall Main Hall is to the east. The Nagoya Medical Center is to the north, and the Aichi Prefectural Government Halls are to the south. The station is located in the center, with the main entrance facing north. The map also shows the surrounding roads and the location of the Nagoya City Hall West and Main Halls, Nagoya Medical Center, and Aichi Prefectural Government Halls.

Diagram illustrating the layout of the Nagoya City Subway system, showing the intersection of various lines and stations.

Lines and Directions:

- 東山線 (Tōmei Line):** (上飯田方面) / (高畑方面)
- 鶴舞線 (Tsurumai Line):** (上小田井方面) / (平針方面)
- 名城線 (Nagaya Line):** (上飯田方面) / (名古屋港方面)
- 桜通線 (Sakayō Line):** (太閤通方面) / (徳重方面)

Stations (from top to bottom, left to right):

- 名古屋 (Nagoya)
- 丸の内 (Marunouchi)
- 伏見 (Fushimi)
- 久屋大通 (Kuyū Dōtō)
- 栄 (Ei)
- 今池 (Imaike)
- 本山 (Motoyama)
- 八事 (Yasuyama)
- 御器所 (Gokiso)
- 金山 (Kinsan)
- 新瑞橋 (Shinreibashi)

Key Features:

- 名古屋城 (Nagoya Castle):** Highlighted in yellow, located near the intersection of the Tōmei Line and the Sakayō Line.
- 平安通 (Heiwa Dō):** A station located near the intersection of the Tōmei Line and the Sakayō Line.

- 基 幹 2 (栄～市役所～引山・四軒家)
- 基 幹 2 (名古屋駅～市役所～猪高車庫)
- 名駅14 (名古屋駅～市役所～大曾根)
- 栄 1 1 (栄～市役所～如意車庫前・如意住宅・平田住宅)
- 栄 2 5 (栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせ先

〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

担当課	事務室	TEL・FAX
財政局財産管理課	市役所本庁舎 3階	TEL 052-972-2318 FAX 052-972-4122

午前 8時45分から午後 5時30分まで

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日～ 1月 4日)を除く。)

名古屋市公式ウェブサイトから物件説明書、現地写真、公有財産買受申込書などをダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ (<https://www.city.nagoya.jp>)

> 事業向け情報 > 公売・売払い・貸付物件 > 市有物件の売払い

